

印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）

1 目的

このガイドラインは、市内の犯罪等の未然防止を図るために地域団体が設置する防犯カメラについて、その留意すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用し、印西市の安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として策定するものです。

2 定義

- (1) ガイドラインの対象となる防犯カメラとは、主として犯罪を予防することを目的として、不特定多数の者が往来する場所（道路上の公共空間）に常設される映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいいます。

※ 個人の住宅やマンション等の共同住宅の内部、店舗、駐車場、事業所等の敷地内の安全管理、防犯対策で撮影している防犯カメラは対象とはなりません。

- (2) 画像とは、防犯カメラにより撮影録画された映像をいいます。
(3) 地域団体とは、市内の町内会及び自治会等をいいます。

3 防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

(1) 撮影の範囲

防犯カメラの設置にあたっては、不特定多数の人が往来する道路上の公共空間に限定し、撮影する目的及び範囲を明確にし、防犯効果が高められると同時に、個人のプライバシーの保護との調和を図るため、必要最小限な撮影範囲としてください。

また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

(2) 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置者は、設置区域内の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」の設置標識を掲示するとともに設置者の名称も表示します。

(3) 管理責任者と取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理責任者を指定します。また、管理責任者は、防犯カメラ等の機器の操作や画像の視聴を行う取扱担当者を指定します。

原則として、管理責任者と取扱担当者以外の者の機器の操作や画像の視聴を禁止します。

(4) 画像の保存・取扱い

防犯カメラの画像が外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行ってください。

ア 防犯カメラの運用時間は、原則24時間とすること。

イ 画像の保存期間は、録画の日から起算して2週間とする。ただし、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合は、それに必要な期間とする。

ウ 保存期間を終了した画像は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理方法により確実に消去すること。

エ 画像が記録された媒体やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の者の視聴や盗難等の防止のため、施錠できる室内や設備の中で厳重に保管し、(6)に定める場合を除き画像の複写及び加工、外部への持ち出しを禁止します。

オ 画像のモニター設備は、取り付けないようにしてください。

(5) 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様です。

(6) 画像の利用、提供の制限

管理責任者は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外に利用し、又は第三者に提供しないでください。

ア 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

イ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

ウ 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があち、緊急の必要性がある場合

なお、提供にあたっては、相手の身分を確認し、提供日時、提供先、提供画像内容、提供理由等を記録するなど、適正に運用してください。

(7) 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、誠実に速やかに対応しなければなりません。

(8) 保守点検

管理責任者は、防犯カメラの機能を維持するため、定期的な保守点検を行って下さい。

4 管理運用規定の作成と遵守

防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインに沿った管理運用規程を作成し、その設置及び運用が適切なものとなるよう努めてください。

また、防犯カメラの運用業務を委託する場合においても、委託業者にこのガイドライン及び管理運用規程を遵守させ、適正な運用をさせてください。

5 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い

防犯カメラによって撮影された映像（個人情報）の取扱いについては、このガイドラインに定めるもののほか、印西市個人情報保護条例（平成 12 年 6 月 20 日条例第 25 号）及び同審査会の答申を踏まえ、適正に行うこととします。

〇〇町内会・自治会防犯カメラの管理運用規程（参考例）

1 目的

この規定は、〇〇が△△地域に、犯罪の抑止を目的として設置する防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理運用を行うことを目的とする。

2 設置場所・撮影範囲

- (1) 防犯カメラの設置場所は、△△地域の□□に設置し、◇◇の公道を撮影範囲とする。（防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙位置図のとおりとし、△△地域に○台を設置する。）
- (2) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するものとする。

3 管理責任者の指定等

- (1) 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。
- (2) 管理責任者は、（団体、職、氏名を記載）をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及び録画装置の操作を行う取扱担当者を指定するものとする。
- (4) 取扱担当者は、（職、氏名を記載）をもって充てる。
- (5) 管理責任者及び取扱担当者以外の者による防犯カメラ及び録画装置の操作は禁止するものとする。

4 画像の管理

画像の漏洩、滅失、改ざん等を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 画像の保管場所は、〇〇〇とし、記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、原則として画像の閲覧、外部への持ち出し及び転送を禁止する。
- (2) 画像の保管期間は、2週間とする。ただし、特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。
- (3) 画像の消去は、初期化又は上書きにより行うものとし、画像が読み取れない状態にするものとする。

5 画像の利用及び提供の制限

プライバシー保護のため、画像を第三者に閲覧させ、又は提供することを

禁止するものとする。ただし、次に掲げる場合は、必要性を判断した上で、画像の提供ができるものとし、管理責任者（又は設置者）の許可を得たうえで、提供するものとする。

- （１）法令等の定めがあるとき
- （２）捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき
- （３）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

6 苦情等の処理

管理責任者は、苦情や問い合わせに誠実に対応するものとする。

7 保守点検

管理責任者は、防犯カメラの機能の維持のため、定期的な保守点検を行うものとする。

附則

この規定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。